

無償資金協力

開発途上国の将来のための基盤づくり

無償資金協力は、開発途上国に資金を贈与し、開発途上国が社会経済開発のために必要な施設を整備したり、資機材を調達したりすることを支援する形態の資金協力です。返済義務を課さない資金協力であるため、開発途上国のなかでも、所得水準の低い国を中心に実施されます。

支援内容としては、病院、学校、給水施設、灌漑施設、道路、橋、港湾、電力などの社会経済開発に貢献する基礎インフラの整備を中心に展開しています。これらに加えて、開発途上国の平和構築、ビジネス環境の整備、防災・災害復興や気候変動対策などへの支援、開発途上国の政策立案を担う人材の育成などさまざまな支援を行っています。

無償資金協力によって整備された施設などが持続的に活用されるように、事業のなかで運営維持管理に関する技術指導(ソフトコンポーネント)も実施しています。

無償資金協力の流れ

無償資金協力は、右上図のとおり大きく6つのステップを踏んで実施されます。最終段階である事後評価から得られる教訓は、新しいプロジェクトの準備に生かされます。

① プロジェクト準備

協力準備調査などを通じてプロジェクトを無償資金協力により実施する妥当性を検証するとともに、相手国政府と協議しながらプロジェクト内容を計画します。

② 要請

相手国政府からの要請を日本政府が受領します。

③ 検討／審査・事前評価

プロジェクト内容を検討・審査し、事前評価を行います。

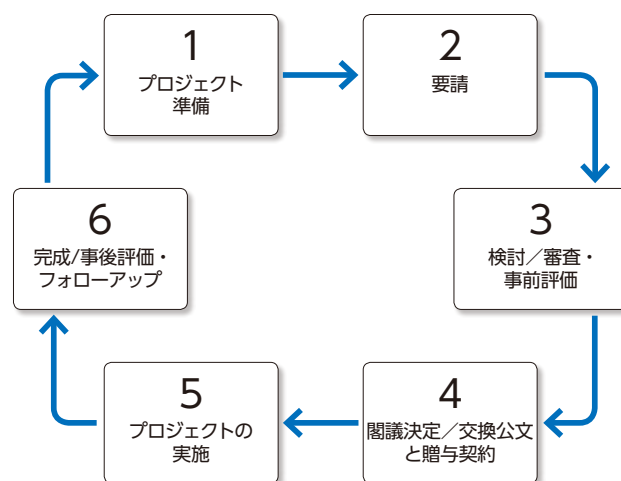
④ 閣議決定／交換公文と贈与契約

日本政府はJICAによる審査結果を踏まえ、無償資金協力プロジェクトの実施を閣議決定します。その後、日本政府と相手国政府との交換公文、JICAと相手国政府との贈与契約の締結を行います。

⑤ プロジェクトの実施

相手国政府が実施主体となり、プロジェクトが実施されます。JICAは相手国のオーナーシップを尊重しながら、プロジェクトの適正かつ円滑な実施を確保するために進捗を確認し、相手国政府などの関係者に助言を行います。

プロジェクトサイクル



⑥ 完成／事後評価・フォローアップ

プロジェクトの終了後、事後評価を行います。必要に応じて機材・施設の機能回復や協力成果の普及・拡大を支援するフォローアップを行うことがあります。また、その結果を新しいプロジェクトの準備に活用しています。

JICAが実施する無償資金協力の種類

1. プロジェクト型の無償資金協力

相手国政府がコンサルタントやコントラクターなどと契約を締結して、施設の整備や機材の調達を行うための無償資金協力です。基礎生活分野での整備や社会基盤となるインフラ整備などが行われます。

2. プログラム型の無償資金協力

一つの無償資金協力事業の下で複数のサブプロジェクトを柔軟に実施する形態の無償資金協力です。紛争・災害からの復旧・復興支援では、刻々と変化する多様なニーズに迅速かつ柔軟に対応することが求められます。これまで、フィリピンで発生した台風ヨランダ災害の復興・復旧を対象とした支援などに適用されています。

3. 国際機関と連携した無償資金協力

国際機関と交換公文や贈与契約を締結して、国際機関のノウハウを活用してプロジェクトを実施する形態の無償資金協力です。

4. 財政支援を通じた無償資金協力

包括的な社会経済開発計画である貧困削減戦略の推進などのため、開発途上国に対して財政支援を行う形態の無償資金協力です。資金の使途や支出項目を特定しない



東ティモール：国内唯一の国際港湾として機能するディリ港。既存のフェリーターミナルを無償資金協力により移設・拡張し、旅客と貨物の分離を促進。2019年10月に竣工を迎え、東ティモールにおける安全かつ効率的な海上輸送の拡大に貢献している

一般財政支援や、資金の使途や支出項目を特定の分野に限定するセクター財政支援などを実施しています。

5. 人材育成のための無償資金協力

将来指導者となることが期待される行政官などを日本の大学に留学生として受け入れ、帰国後は、社会経済開発計画の立案・実施において専門知識を有する人材として活躍すること、また日本の良き理解者として、両国の友好関係の強化に貢献することを目的とする無償資金協力です。

質の高いインフラ輸出に向けた取り組み

1. 事業・運営権対応型の無償資金協力

経済便益は高いものの、事業採算性が低い官民連携（PPP）事業において、開発途上国政府が事業費の一部を負担することにより採算性の確保が見込まれる事業に対して行う無償資金協力です。施設建設から運営維持管理まで包括的に実施する公共事業が対象です【→ 右コラムを参照ください】。

2. 地方自治体と連携した無償資金協力

日本の地方自治体が蓄積した経験やノウハウを生かした質の高い事業を支援する無償資金協力です。技術協力や専門家派遣などの経験がある地方自治体からの事業提案に基づき、案件形成を行っています。

3. 医療技術・サービスの国際展開を促進する無償資金協力

プロジェクト型の無償資金協力において、医療機材納入後もメンテナンスを含むアフターサービスを行うことで、より高い品質の機材・サービスを相手国に提供するものです。日系医療機材メーカーと相手国医療機関などとの長期的な関係構築を促進しています。

事業・運営権対応型無償資金協力

日本企業の海外進出を支援する新しい無償資金協力

JICAは日本の民間企業が有する、施設建設から運営維持管理までの優れた一連の包括的技術を用いて開発途上国の開発課題の解決に貢献するため、新たに事業・運営権対応型無償資金協力を開始しました。

カンボジアで実施する「タクマウ水道拡張計画」は、本無償資金協力スキームのJICA実施第1号案件として協力準備調査を実施し、2020年2月に閣議協議されたものです。首都プノンペン近郊のタクマウ市では、人口や商業施設の増加による水需要の増加、原水水質の悪化などにより、既存の浄水場の供給能力のままでは給水が困難となっています。本事業では、タクマウ市内に浄水所を整備することにより、給水サービスの向上を実現し、生活環境の向上に貢献します。

加えて、本事業では、日本の民間企業が無償資金協力で整備される浄水場の事業運営権も獲得し、中長期にわたって事業の運営を担います。日本が持つ効率的な運営維持管理のノウハウを発揮することで、水道料金の引き上げを抑制しつつ、質の高い給水サービスを実現していくことが期待されています。

JICAは事業・運営権対応型無償資金協力の実施により、公共インフラなどに関する日本の運営維持管理を含む技術の海外での活用を支援し、開発途上国における質の高い公共サービスの提供に貢献していきます。



処理前の水（左：原水）と浄水処理後の水（右）。JICAはカンボジアで長年、プノンペンのプンプレック浄水場をはじめ安全な水供給への協力を進めてきており、プノンペンの水道水は今では世界保健機関（WHO）の飲料水標準などを満たしている